

ID: 245

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定工事店証の再交付		
例規名 根拠条項	聖籠町下水道排水設備等指定工事店規程 第5条第3項		
例規番号	平成22年 企業管理規程第12号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(指定工事店証)</p> <p>第五条</p> <p>3 指定工事店は、指定工事店証をき損又は紛失したときは、直ちに指定工事店証再交付申請書(別記様式第五号)を管理者に提出して再交付を受けなければならない。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日